

平成 24 年度大磯町一般会計補正予算（第 10 号）

平成 24 年度大磯町の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 90,827 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,144,007 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 25 年 3 月 15 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	828,408	34,563	862,971
	2 国庫補助金	214,515	34,563	249,078
18	繰入金	828,976	564	829,540
	2 基金繰入金	635,406	564	635,970
21	町債	1,058,500	55,700	1,114,200
	1 町債	1,058,500	55,700	1,114,200
	歳 入 合 計	10,053,180	90,827	10,144,007

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	土木費	1,330,671	18,500	1,349,171
	2 道路橋りょう費	302,845	18,500	321,345
10	教育費	860,643	72,327	932,970
	2 小学校費	294,130	72,300	366,430
	6 保健体育費	12,452	27	12,479
	歳 出 合 計	10,053,180	90,827	10,144,007

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道水路維持管理整備事業	1,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線30号線整備事業	14,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線12号線整備事業	3,000
10 教育費	2 小学校費	国府小学校改修事業	72,300

第3表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう整備事業	7,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金等について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金につい ては、その融資 条件により、銀 行その他の場合 にはその債権者 と協定するもの による。ただし、 町財政の都合に より据置期間及 び償還期間を短 縮し、又は繰上 償還若しくは低 利に借換するこ とができる。
国府小学校改修事業	47,900	同上	同上	同上
計	55,700			